

検討会及び配付資料等の公開について（案）

本検討会議及び配布資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 検討会

原則として公開とする。ただし、個別の企業や地域に関わる内容が言及される可能性のある回については、委員間での活発な議論を促すため、議事は非公開とする。

2. 議事録及び配布資料

検討会の議事録については公開しない。ただし、議事概要については、事務局の責任において作成し、公開する。

配付資料の取扱いについては、資料の内容を踏まえ、事務局が資料提出者と相談して対応を決定する。